



山形県公報

平成16年6月11日(金)
第1549号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

白水川ダム操作規則..... (河川砂防課) ...739

### 告 示

土地改良区の定款変更の認可..... (村山総合支庁農村計画課) ...742  
土地改良区の役員の退任の届出..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同  
土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...743  
民有保安林の指定..... (森 林 課) ... 同  
同 ..... ( 同 ) ...744  
土地立入りの許可..... (置賜総合支庁西置賜用地課) ... 同  
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ...745  
同 ..... ( 同 ) ... 同  
都市計画事業の認可の告示..... ( 同 ) ... 同

### 教育委員会関係

### 規 則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....746

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁企画振興課) ...759  
大規模小売店舗の変更の届出..... (商業振興課) ...760  
同 ..... ( 同 ) ... 同  
県営住宅入居者の一般公募..... (最上総合支庁建築課) ...762  
技能検定員審査及び教習指導員審査の実施..... (公安委員会) ...764  
監査の結果に基づき講じた措置の公表..... (監 査 委 員) ...765

## 訓 令

山形県訓令第18号

土 木 部  
村山総合支庁

白水川ダム操作規則を次のように定める。  
平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

白水川ダム操作規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)  
第2章 貯水池の水位等(第3条 - 第6条)

## 第3章 貯水池の用途別利用(第7条 - 第9条)

## 第4章 洪水調節等(第10条 - 第14条)

## 第5章 貯留された流水の放流(第15条 - 第20条)

## 第6章 点検、整備等(第21条 - 第23条)

## 第7章 雑則(第24条)

## 附則

## 第1章 総則

## (通則)

第1条 白水川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

## (ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及びかんがい用水の供給をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

## (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒40立方メートル以上である場合における当該流水とする。

## (水位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

## (常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高358.0メートルとする。

## (サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高365.5メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

## (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節(以下「洪水調節等」という。)は、標高358.0メートルから標高365.5メートルまでの容量2,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高340.5メートルから標高358.0メートルまでの容量2,600,000立方メートルのうち最大1,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (かんがい用水の供給のための利用)

第9条 かんがい用水の供給は、標高340.5メートルから標高358.0メートルまでの容量2,600,000立方メートルのうち最大1,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

## (洪水警戒体制)

第10条 村山総合支庁建設部山形総合ダム管理課長(以下「課長」という。)は、山形地方気象台から北村山地方に降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想される場合その他細則で定める場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

## (洪水警戒体制時における措置)

第11条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 土木部河川砂防課その他細則で定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

## (洪水調節等)

第12条 洪水調節等は、貯水池の水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

## (洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、貯水池の水位を常時満水位に低下させるものとする。

## (洪水警戒体制の解除)

第14条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第15条 ダムによって貯留された流水は、第12条、第13条、第17条及び第18条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- (1) 第21条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。

（放流の原則）

第16条 課長は、放流管から放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第17条 課長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム地点において毎秒0.093立方メートル及び別表第1に掲げる地点において一の沢溜池からの流水と合わせて同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

- 2 課長は、最上川の河川環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう、別表第2に掲げる地点の水量が同表に掲げる水量に満たない場合には、流入量又は前項の規定による放流量のうち、いずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

（かんがい用水の供給のための放流）

第18条 課長は、かんがい用水の供給のため必要があると認められる場合には、別表第3に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量から有効雨量及び地区内利用可能量を控除した水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

（放流に関する通知等）

第19条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

（ゲートの操作）

第20条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

#### 第6章 点検、整備等

（計測、点検及び整備等）

第21条 課長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

- 2 前項の規定による計測、点検及び整備の基準は、細則で定める。

（観測）

第22条 課長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（記録）

第23条 課長は、ゲートを操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

#### 第7章 雑則

（細則）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、土木部長が細則で定める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 別表第1

| 地 点 | 期 間            | 水 量           |
|-----|----------------|---------------|
| 大 堰 | 1月1日から5月10日まで  | 毎秒0.329立方メートル |
|     | 5月11日から5月20日まで | 毎秒0.896立方メートル |
|     | 5月21日から9月10日まで | 毎秒0.690立方メートル |

9月11日から12月31日まで

毎秒0.329立方メートル

別表第2

| 地 点 | 期 間 | 水 量        |
|-----|-----|------------|
| 稲 下 | 通 年 | 毎秒30立方メートル |
| 高 屋 | 通 年 | 毎秒60立方メートル |

別表第3

| 地 点     | 期 間             | 水 量           |
|---------|-----------------|---------------|
| ダ ム 地 点 | 4月1日から4月30日まで   | 毎秒0.208立方メートル |
|         | 5月1日から5月31日まで   | 毎秒0.278立方メートル |
|         | 6月1日から6月30日まで   | 毎秒0.347立方メートル |
|         | 7月1日から8月31日まで   | 毎秒0.417立方メートル |
|         | 9月1日から9月30日まで   | 毎秒0.347立方メートル |
|         | 10月1日から10月31日まで | 毎秒0.208立方メートル |

## 告 示

## 山形県告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
中山町大字長崎3129 - 1
- 3 認可年月日  
平成16年6月2日

## 山形県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏名      | 住所                   |
|----------|---------|----------------------|
| 理事       | 富 樫 達 喜 | 東田川郡藤島町大字三和字本田前25番地  |
| 同        | 小 鷹 仁 一 | 同 藤島町大字八色木字平田102番地   |
| 同        | 岡 部 義 人 | 同 羽黒町大字後田字東142番地     |
| 同        | 石 川 武 弘 | 同 藤島町大字小中島字猫作45番地    |
| 同        | 成 澤 正 身 | 同 藤島町大字須走字西田31番地     |
| 同        | 齋 藤 繁   | 同 藤島町大字越後京田字南大坪36番地  |
| 監事       | 日 向 一 夫 | 同 藤島町大字豊栄字宅地11番地     |
| 同        | 加 藤 均   | 同 羽黒町大字高寺字南畑136番地    |
| 同        | 渡 部 捷 也 | 同 藤島町大字下中野目字下水興屋52番地 |

山形県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏名      | 住所                  |
|----------|---------|---------------------|
| 理事       | 富 樫 達 喜 | 東田川郡藤島町大字三和字本田前25番地 |
| 同        | 日 向 一 夫 | 同 藤島町大字豊栄字宅地11番地    |
| 同        | 岡 部 義 人 | 同 羽黒町大字後田字東142番地    |
| 同        | 太 田 良 治 | 同 藤島町大字藤岡字三千刈21番地 2 |
| 同        | 林 勇     | 同 藤島町大字小中島字猫作75番地   |
| 監事       | 加 藤 均   | 同 羽黒町大字高寺字南畑136番地   |
| 同        | 佐 藤 良 春 | 同 藤島町大字藤島字村東55、56番地 |

山形県告示第667号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町大字当山字下当山5-20

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(3) 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第668号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

東置賜郡高島町大字二井宿字小湯7431-1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び高島町役場に備え置いて縦覧に供する。)



山形県告示第669号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 起業者の名称 東北電力株式会社

2 事業の種類 66kV横川ダム線新設工事

3 立ち入ることができる土地の区域及び期間

(1) 区 域

西置賜郡小国町大字綱木箱口字樫向、字千野、字田荒、字カンカケ、大字黒沢字松ノ沢、字中ノ沢、字大沢、字丸山、字大曲、字牛小沢、字石畑一、字石畑二、字石畑三、字荷替場、字梨木向、字兀ノ下一、字脇ノ沢、字脇ノ沢一、字脇ノ沢二、字脇ノ沢三、大字種沢字脇ノ沢三、字滝ノ沢山、字脇ノ沢四、字蛇八三、字南山、字石釜二、字石釜一、字高田一、字高田二、字高田三、字中平、字坂ノ沢二、字関田、字原ノ前、大字新原字石ヶ森、字田中、字二枚上、字曾根田、字上ノ上、字前田、字家の下、字家ノ下、字中の上、字中ノ上、字中上、字林沢、大字杉沢字田中一、字田中二、字城山、字沢入二、字沢入一、字高花、大字小国小坂町字永峯一、字永峯二、字八木沢五、字永峯西、字横根七、字横根六、字横根五、字吹畑一、字吹畑二、字腰巻、字切埋

(2) 期 間

平成16年7月1日から平成16年12月17日まで

## 山形県告示第670号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月11日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鶴岡都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)
- (2) 名称 鶴岡市ほか六箇所村衛生処理組合ごみ中間処理施設「リサイクルプラザ」

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第671号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月11日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鶴岡都市計画臨港地区
- (2) 名称 加茂臨港地区

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第672号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年6月11日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・101号高松四ツ谷線

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 上山市石崎一丁目字石崎及び石崎二丁目字石崎地内
- (2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

平成16年6月2日 東北地方整備局告示第65号

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月11日

山形県教育委員会

委員長 安 孫 子

博

山形県教育委員会規則第10号

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則(平成15年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(貸与の対象となる専修学校の高等課程)

第2条 条例第1条の2第5号の規則で定める専修学校の高等課程は、次の各号のいずれにも該当する学科を有する課程とする。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科
- (2) 修業年限が2年以上の学科
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

第2条の次に次の3条を加える。

(人物基準)

第2条の2 条例第2条第3号の規則で定める基準は、学校内外の生活を通じて次の各号のいずれをも満たすこととする。

- (1) 規律を重んじる態度が認められること。
- (2) 向学心に富んでいると認められること。
- (3) 道徳的悪傾向(虚偽、利己、放逸、怠惰、無責任等)がないと認められること。

(学習成績の評定値)

第2条の3 条例第2条第4号イ及びロの規則で定める学習成績の評定の値は、修得した教科の5段階評定の値の平均とし、それぞれ次のとおりとする。ただし、5段階評定によらない場合にあつては、在学する又は評定がなされた学校の長がこれらと同等と認める値とする。

- (1) 条例第2条第4号イの規則で定める学習成績の評定の値 3.5
- (2) 条例第2条第4号ロの規則で定める学習成績の評定の値 3.0(条例第2条第4号イに規定する中学校(以下「中学校」という。)における最終学年の学習成績の評定による場合にあつては、3.5)

(家計基準)

第2条の4 条例第2条第4号イの規則で定める収入の年額の算定は、条例第1条に規定する奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けようとする者の属する世帯における主たる生計維持者(以下「生計維持者」という。)及びその配偶者の所得(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する所得(収入が同法第28条第1項に規定する給与等である場合にあつては、その給与等の収入金額(当該金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)について別表第1の年間収入金額に応じ、同表の控除額を減じて得た額)をいう。)の合計額(以下「所得額」という。)から別表第2の区分及び特別の事情に応じ、同表の特別控除額を減じる方法によるものとする。

2 奨学金の貸与を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の所得額に0.9を乗じて得た額を所得額とみなす。

- (1) 原子爆弾によって被爆した人の子女
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に規定する中国残留邦人等の子女
- (3) その他教育長が別に定める者

3 条例第2条第4号イ、ロ及びハの規則で定める額は、別表第3の世帯人員の区分に応じ、同表の収入基準額とする。

4 条例第2条第4号ニの規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 生計維持者が地方税法(昭和25年法律第226号)第323条の規定により市町村民税が減免されていること。
- (2) 奨学金の貸与を受けようとする者の属する世帯の全収入の年額が生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の需要の額に1.5を乗じて得た額以下で、かつ、当該世帯の生計維持者が同法第6条第2項に規定する要保護者又はこれに準ずる程度に困窮している者であること。

第3条中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改め、同条第1号中「条例第1条に規定する奨学金(以下「奨学金」という。)」を「奨学金」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(申請手続)

第4条 条例第2条第4号イに該当することにより奨学金の貸与を受けようとする者は、山形県高等学校奨学金貸与予約申請書(別記様式第1号)に、同条第2号、第3号及び第4号イの要件を証明する書類を添付して、在学する中学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。この場合、在学する中学校の長の推薦を受けるものとする。

- 2 条例第2条第4号ロ又はハに該当することにより奨学金の貸与を受けようとする者は、山形県高等学校奨学金貸与申請書(別記様式第1号の2)に、同号二に該当することにより奨学金の貸与を受けようとする者は山形県高等学校奨学金特別貸与申請書(別記様式第1号の3)に、同条第2号、第3号及び第4号ロ、ハ又はこの要件を証明する書類を添付して、在学する条例第1条の2に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。この場合、在学する高等学校の長の推薦を受けるものとする。

(貸与の決定の通知)

第5条 教育委員会は、奨学金(条例第2条第4号イに該当することによる奨学金を除く。)の貸与の決定又は同号イに該当することにより奨学金の貸与の予約をしようとするときは、山形県高等学校奨学生選考委員会の意見を聴かななければならない。

- 2 山形県高等学校奨学生選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 教育委員会は、奨学金の貸与の予約をしたときは、山形県高等学校奨学金貸与予約通知書(別記様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

4 奨学金の貸与の予約を受けた者は、高等学校に入学したときは、速やかに入学した高等学校の在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、前項の書類の提出があった場合は、速やかに審査し、奨学金の貸与を決定するものとする。

6 教育委員会は、第1項及び前項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、山形県高等学校奨学金貸与決定通知書(別記様式第2号の2)によりその旨を通知するものとする。

第6条第1項中「及び保証人をそれぞれ1名ずつ」を「を2名」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の連帯保証人は、次に掲げる者とする。

- (1) 奨学金の貸与を受けようとする者が、未成年者の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄弟のいずれか又はこれに代わる者 1名

- (2) 独立の生計を営む成年者 1名

第6条第3項を削る。

第8条中「前条第2項」を「前条」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(緊急採用による奨学金の貸与期間)

第10条の2 条例第3条第2項の規則で定める場合は、同項ただし書に規定する奨学金(以下「緊急採用による奨学金」という。)の貸与を受けている者が、貸与の始期が属する年度の末日までに山形県高等学校奨学金貸与継続申請書(別記様式第5号)により奨学金の貸与の継続を申請し、教育委員会がその継続を決定した場合とする。

2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、山形県高等学校奨学金貸与継続決定通知書(別記様式第2号の2)によりその旨を通知するものとする。

第11条第1項中「奨学金の貸与を受けている者」を「奨学金(緊急採用による奨学金を除く。)の貸与を受けている者」に改め、同条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第2号の2」に改め、同条第3項中「奨学金の」を「条例第2条第4号二に該当することにより貸与する奨学金について」に、「条例第2条第3号に掲げる要件」を「同号二に掲げる要件のうち家計の状況」に改める。

第12条第2項中「別表」を「別表第4」に改める。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1号中「学校教育法に基づく高等学校又は」を「高等学校又は学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは」に改め、同条第2号中「学校教育法に基づく高等学校又は」を「高等学校若しくは学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは」に改める。

第17条第1項第4号中「若しくは保証人」を削り、「その他保証人」を「その他連帯保証人」に改め、同条第2項中「前条」を「前項」に改め、「若しくは保証人」を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 当分の間、学習成績の評定の値に係る条例第2条の3の規定の適用については、同条中「3.5」とあるのは「3.0」と、「3.0」とあるのは「2.7」とする。

3 前項の規定により貸与の対象者となるために必要な学習成績の評定の値を満たすこととなる者については、第2条の4第2項の規定は適用しない。

別表を別表第4とし、同表の前に次の3表を加える。

別表第1

給与所得の場合の控除額表

| 年 間 収 入 金 額        | 控 除 額            |
|--------------------|------------------|
| 329万円以下の場合         | 年間収入金額と同額        |
| 329万円を超え400万円以下の場合 | 年間収入金額×0.2+263万円 |
| 400万円を超え878万円以下の場合 | 年間収入金額×0.3+223万円 |
| 878万円を超える場合        | 486万円            |

備考 控除額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

別表第2

特別控除額表

| 区分           | 特別の事情                                 | 特別控除額                                                                           |       |       |       |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 世帯を対象とする     | (1) 母子、父子世帯であること。                     | 49万円                                                                            |       |       |       |
|              | (2) 就学者のいる世帯であること。<br>(児童・生徒・学生1人につき) | 小学校                                                                             |       | 8万円   |       |
|              |                                       | 中学校                                                                             |       | 16万円  |       |
|              | 高等学校                                  |                                                                                 |       | 自宅通学  | 自宅外通学 |
|              |                                       | 公立等                                                                             | 28万円  | 47万円  |       |
|              | 私立                                    |                                                                                 |       | 41万円  | 60万円  |
|              |                                       | 公立等                                                                             | 59万円  | 102万円 |       |
|              | 私立                                    |                                                                                 |       | 101万円 | 144万円 |
|              |                                       | 公立等                                                                             | 36万円  | 55万円  |       |
|              | 私立                                    |                                                                                 |       | 60万円  | 80万円  |
|              |                                       | 専修学校<br>高等課程                                                                    | 公立等   | 17万円  | 27万円  |
|              | 私立                                    |                                                                                 | 37万円  | 46万円  |       |
| 専修学校<br>専門課程 | 公立等                                   | 22万円                                                                            | 62万円  |       |       |
|              | 私立                                    | 72万円                                                                            | 112万円 |       |       |
| 控除           | (3) 障害のある人のいる世帯であること。                 | 障害のある人1人につき 86万円                                                                |       |       |       |
|              | (4) 長期に療養を要する人のいる世帯であること。             | 療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額                                                         |       |       |       |
|              | (5) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。        | 日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来にわたり、支出増又は収入減になると認められる年間金額 |       |       |       |
| する本人を控除対象とする | 申込者本人が高等学校に在学している場合                   | 公立高等学校                                                                          | {     | 自宅通学  | 28万円  |
|              |                                       | 私立高等学校                                                                          |       | 自宅外通学 | 47万円  |
|              |                                       |                                                                                 | {     | 自宅通学  | 41万円  |
|              |                                       |                                                                                 | {     | 自宅外通学 | 60万円  |
|              | 申込者本人が高等学校に在学する見込みがある場合               | 28万円                                                                            |       |       |       |

備考 (1) 「(2)就学者のいる世帯であること」による控除は、申込者本人は含めない。  
 (2) 公立等とは、国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置するものをいう。

別表第3

収入基準額表

| 世帯人員の区分 | 収入基準額 |
|---------|-------|
| 1人      | 143万円 |
| 2人      | 229万円 |
| 3人      | 264万円 |
| 4人      | 286万円 |
| 5人      | 307万円 |
| 6人      | 325万円 |
| 7人      | 341万円 |

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を341万円に加算する。

別記様式第1号を次のように改め、同様式を別記様式第1号の3とする。  
様式第1号の3

(表)

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 印

山形県高等学校奨学金特別貸与申請書

山形県高等学校奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

|                       |            |                |              |        |        |          |           |               |
|-----------------------|------------|----------------|--------------|--------|--------|----------|-----------|---------------|
| ふりがな<br>氏名            |            | 在学<br>する<br>学校 | 学校<br>制<br>科 |        |        |          |           |               |
| 生年月日                  | 年 月 日( 歳)  |                | 第 学年         |        |        |          |           |               |
| 現住所                   |            |                |              |        |        |          |           |               |
| 電話 ( )                |            |                |              |        |        |          |           |               |
| 自宅・下宿又は寄宿舍の別          |            | 自 宅 ・ 下宿又は寄宿舍  |              |        |        |          |           |               |
| 他の奨学金の有無              |            | 有 (名称 ) ・ 無    |              |        |        |          |           |               |
| 保<br>護<br>者           | ふりがな<br>氏名 |                | 印            | 本人との続柄 |        |          |           |               |
|                       | 現住所        |                |              |        |        |          |           |               |
| 電話 ( )                |            |                |              |        |        |          |           |               |
| 家<br>族<br>の<br>状<br>況 | ふりがな<br>氏名 | 年齢             | 続柄           | 職業     | 在職・在学先 | 職名<br>学年 | 所得の<br>種類 | 年間収入額<br>(税込) |
|                       |            |                |              |        |        |          |           |               |
|                       |            |                |              |        |        |          |           |               |
|                       |            |                |              |        |        |          |           |               |
|                       |            |                |              |        |        |          |           |               |
|                       |            |                |              |        |        |          |           |               |
|                       |            |                |              |        |        |          |           |               |

(裏)

|                          |                                                                                              |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世帯の状況<br>(該当するものに を付すこと) | 1 生活保護法に基づく保護を受けている。<br>2 市町村民税が非課税又は減免になっている。<br>3 家族の中に障害のある人がいる。(氏名： )<br>4 地代、家賃の支払いがある。 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 学習に対する意欲 | -----<br>-----<br>-----<br>-----<br>----- |
|----------|-------------------------------------------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 希望する貸与期間 | 月分 ~ 月分まで |
|----------|-----------|

|     |                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| 人 物 | <input style="width: 50px; height: 30px;" type="text"/> (注) 5段階で評定してください。 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 学校長所見 | -----<br>-----<br>-----<br>-----<br>----- |
|-------|-------------------------------------------|

上記の者は、貴教育委員会の奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

学校長

印

(注) 1 保護者欄には、申請者が未成年者の場合は親権者又は後見人を、申請者が成年者の場合は父母兄弟のいずれか又はこれに代わる者を記入すること。

2 条例第2条第2号、第4号二に該当することを証明する(1)及び(2)から(4)のいずれかの書類を添付すること。

(1) 住民票謄本

(2) 生活保護世帯であることを証明するもの

(3) 市町村民税が非課税であること又は免除されていることを証明するもの

(4) 前年分の所得額を証明するもの

別記様式第1号の3の前に次の2様式を加える。

様式第1号

(表)

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 印

山形県高等学校奨学金貸与予約申請書

山形県高等学校奨学金の貸与の予約を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

|                                                               |                                                    |                         |             |        |                    |                |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------|-------------|--------|--------------------|----------------|
| ふりがな                                                          |                                                    | 在学<br>する<br>学校          | 中学校         |        |                    |                |
| 氏 名                                                           |                                                    |                         | 立 分校 第3学年 組 |        |                    |                |
| 生年月日                                                          |                                                    | 年 月 日( 歳)               |             |        |                    |                |
| 現住所                                                           |                                                    |                         |             |        |                    |                |
| 電話 ( )                                                        |                                                    |                         |             |        |                    |                |
| 他の奨学金の有無                                                      |                                                    | 有 (名称 (貸与予定の場合も記入)) ・ 無 |             |        |                    |                |
| 保<br>護<br>者                                                   | ふりがな                                               |                         | 印           | 本人との続柄 |                    |                |
|                                                               | 氏 名                                                |                         |             |        |                    |                |
| 保<br>護<br>者                                                   | 現住所                                                |                         |             |        |                    |                |
|                                                               | 電話 ( )                                             |                         |             |        |                    |                |
| 同<br>一<br>生<br>計<br>の<br>家<br>族                               | 続柄                                                 | 氏 名                     | 年齢          | 所得の種類  | 収入・売上金額<br>(税込・万円) | 所 得<br>(税込・万円) |
|                                                               | 就学者を除く家族                                           |                         |             |        |                    |                |
|                                                               |                                                    |                         |             |        |                    |                |
|                                                               |                                                    |                         |             |        |                    |                |
|                                                               |                                                    |                         |             |        |                    |                |
| 主に家計を支えている者一人に をつける。 から までの計<br>同一人で2種類以上の所得がある場合は、段を分けて記入する。 |                                                    |                         |             |        |                    |                |
| 就<br>学<br>者                                                   | 続柄                                                 | 氏 名                     | 公私の別        | 就学者控除  | 通 学 別              | 控除額 万円         |
|                                                               |                                                    |                         | 公立等・私立      |        | 自宅・自宅外             |                |
|                                                               |                                                    |                         | 公立等・私立      |        | 自宅・自宅外             |                |
| 所<br>得<br>か<br>ら<br>引<br>か<br>れ<br>る<br>金<br>額                | 本人の就学者控除 (一律28万円)                                  |                         |             |        |                    | 2 8            |
|                                                               | 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び経済力のない60歳以上の祖父母の世帯等)<br>(一律49万円) |                         |             |        |                    |                |
|                                                               | 障害のある人のいる世帯(障害認定を受けている人等) (1人につき86万円)              |                         |             |        |                    |                |
|                                                               | 長期に療養を要する人のいる世帯(6月以上療養中の人)                         |                         |             |        |                    |                |
|                                                               | 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(今後2年間の支出増・収入減の年間金額)           |                         |             |        |                    |                |
|                                                               | から までの計 控除額合計                                      |                         |             |        |                    |                |
| 学<br>校<br>認<br>定<br>欄                                         | -                                                  |                         |             |        | 認定所得額              |                |
|                                                               | 世帯人員 人                                             |                         |             |        | 収入基準額              |                |
| 県教育委員会<br>認定欄                                                 |                                                    |                         |             |        | 認定所得額              |                |

(注) 保護者欄には、申請者が未成年者の場合は親権者又は後見人を、申請者が成年者の場合は父母兄弟のいずれか又はこれに代わる者を記入すること。

(裏)

|      |                                                                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 進学希望 | 希望する学校を で囲んでください。<br><br><div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>高等学校</span> <span>・</span> <span>専修学校(高等課程)</span> </div> |
| 家庭事情 | -----                                                                                                                                                |
|      | -----                                                                                                                                                |
|      | -----                                                                                                                                                |
|      | -----                                                                                                                                                |

|                     |   |                                     |
|---------------------|---|-------------------------------------|
| 学習成績(5段階)の<br>評定平均値 | ・ | (注) 学習成績の評定について文章記述が可能な場合はそれに従ってよい。 |
|---------------------|---|-------------------------------------|

|     |                                                         |                   |
|-----|---------------------------------------------------------|-------------------|
| 人 物 | <input style="width: 50px; height: 30px;" type="text"/> | (注) 5段階で評定してください。 |
|-----|---------------------------------------------------------|-------------------|

|       |       |
|-------|-------|
| 学校長所見 | ----- |
|       | ----- |
|       | ----- |
|       | ----- |
|       | ----- |
|       | ----- |

上記の者は、貴教育委員会の奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

学校長 印

様式第1号の2

(表)

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者

印

山形県高等学校奨学金貸与申請書

山形県高等学校奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

|                                                |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------|-----------|---------------|---------------------------|-----|-----------------------------------|-------|-----------|-----------|--|
| ふりがな                                           |                                                               | 在学<br>する<br>学校 | 学 校 全 日 制 |               | 立 分 校 課 程 定 時 制 科 ( 年 組 ) |     | 専 攻 科 通 信 制 ( 年 4 月 第 1 学 年 入 学 ) |       | ( 単 位 制 ) |           |  |
| 氏 名                                            |                                                               |                | 学 校       |               | 立 分 校                     |     | 課 程                               |       | 定 時 制     |           |  |
| 生年月日 年 月 日 ( 歳 )                               |                                                               | 学 校            |           | 立 分 校         |                           | 課 程 |                                   | 定 時 制 |           | 科 ( 年 組 ) |  |
| 現住所                                            |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 電話 ( )                                         |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 自宅・下宿又は寄宿舎の別                                   |                                                               | 自宅             |           | 下宿又は寄宿舎       |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 他の奨学金の有無                                       |                                                               | 有 (名称          |           | (貸与予定の場合も記入)) |                           | 無   |                                   |       |           |           |  |
| 保<br>護<br>者                                    | ふりがな                                                          |                |           |               | 印                         |     | 本人との続柄                            |       |           |           |  |
|                                                | 氏 名                                                           |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 現住所                                            |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 電話 ( )                                         |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 同<br>一<br>生<br>計<br>の<br>家<br>族                | 続柄                                                            | 氏 名            | 年齢        | 所得の種類         | 収入・売上金額<br>(税込・万円)        |     | 所 得<br>(税込・万円)                    |       |           |           |  |
|                                                |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                | 主に家計を支えている者一人に をつける。 から までの計<br>同一人で2種類以上の所得がある場合は、段を分けて記入する。 |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 就<br>学<br>者                                    | 続柄                                                            | 氏 名            | 公私の別      | 就学者控除         | 通 学 別                     |     | 控除額 万円                            |       |           |           |  |
|                                                |                                                               |                | 公立等・私立    |               | 自宅・自宅外                    |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                |                                                               |                | 公立等・私立    |               | 自宅・自宅外                    |     |                                   |       |           |           |  |
| 所<br>得<br>か<br>ら<br>引<br>か<br>れ<br>る<br>金<br>額 | 本人の就学者控除                                                      |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                | 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び経済力のない60歳以上の祖父母の世帯等)<br>(一律49万円)            |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                | 障害のある人のいる世帯(障害認定を受けている人等) (1人につき86万円)                         |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                | 長期に療養を要する人のいる世帯(6月以上療養中の人)                                    |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                | 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(今後2年間の支出増・収入減の年間金額)                      |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| から までの計 控除額合計                                  |                                                               |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 学<br>校<br>認<br>定<br>欄                          | - 認定所得額                                                       |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
|                                                | 世帯人員 人 収入基準額                                                  |                |           |               |                           |     |                                   |       |           |           |  |
| 県教育委員会<br>認定欄                                  | 在学採用                                                          |                | 緊急採用      |               | 認定所得額                     |     |                                   |       |           |           |  |

(注) 保護者欄には、申請者が未成年者の場合は親権者又は後見人を、申請者が成年者の場合は父母兄弟のいずれか又はこれに代わる者を記入すること。

（裏）

|                  |  |
|------------------|--|
| 家<br>庭<br>事<br>情 |  |
|                  |  |
|                  |  |
|                  |  |

|                                 |                                                                                                                                                        |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊<br>急<br>採<br>用<br>の<br>場<br>合 | 1 家計急変の事由を有するとき<br>ア．生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職    イ．生計維持者が死亡又は離別<br>ウ．生計維持者が破産<br>エ．病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少<br>オ．火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少 |
|                                 | 2 事由の生じた年月 平成    年    月                                                                                                                                |
|                                 | 3 希望する貸与始期 平成    年    月（家計急変の事由が生じた月までさかのぼることができる。<br>ただし、年度を超えてさかのぼることはできない。）                                                                         |

|                                              |            |                                            |                              |
|----------------------------------------------|------------|--------------------------------------------|------------------------------|
| 学習成績（5段階）<br>の評定平均値（緊<br>急採用の場合は記<br>入を要しない） | 中学校<br>高 校 | （注）学習成績の評定について文<br>章記述が可能な場合はそれに<br>従ってよい。 | 「自宅外月額」認定欄<br>自宅外月額<br>特別の事情 |
|----------------------------------------------|------------|--------------------------------------------|------------------------------|

|     |                                                         |                  |
|-----|---------------------------------------------------------|------------------|
| 人 物 | <input style="width: 50px; height: 30px;" type="text"/> | （注）5段階で評定してください。 |
|-----|---------------------------------------------------------|------------------|

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 学<br>校<br>長<br>所<br>見 |  |
|                       |  |
|                       |  |
|                       |  |
|                       |  |
|                       |  |

|                                                                 |  |                                          |
|-----------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------|
| 上記の者は、貴教育委員会の奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。<br>年 月 日<br>山形県教育委員会 殿 |  | 学校長 <span style="float: right;">印</span> |
|-----------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------|

別記様式第2号を別記様式第2号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第2号

年 月 日

様

山形県教育委員会 印

### 山形県高等学校奨学金貸与予約通知書

下記により山形県高等学校奨学金の貸与を予約しましたので、通知します。

なお、本通知はあなたが 年度に3に掲げる要件に該当しない場合は効力を失います。

### 記

#### 1 貸与月額

| 区 分                     | 奨学金の月額         |
|-------------------------|----------------|
| 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人 | 自宅通学者 18,000円  |
| 国立高等専門学校機構が設置する高等学校     | 自宅外通学者 23,000円 |
| 私立の高等学校                 | 自宅通学者 30,000円  |
|                         | 自宅外通学者 35,000円 |

#### 2 貸与期間 年 月から 年 月まで

在学期間中は次年度以降の貸与の継続が受けられません(休学、長期欠席、停学、留年等がない場合)。

#### 3 貸与対象となる要件

(1) 貸与予約者が学校教育法に基づく次に掲げるものに在学していること。

イ 高等学校(別科を除く。)

ロ 中等教育学校の後期課程(別科を除く。)

ハ 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部(別科を除く。)

ニ 高等専門学校

ホ 専修学校の高等課程(山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則で定めるものに限る。)

(2) 貸与予約者を扶養する者が山形県内に住所を有していること。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

## 保 証 書

|                   |            |     |     |   |
|-------------------|------------|-----|-----|---|
| 本<br>人<br><br>(甲) | 在 学 校 名    | 学 校 | 課 程 | 科 |
|                   | 住 所<br>氏 名 |     |     |   |

|                  |                                                              |   |   |   |
|------------------|--------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 連 帯 保 証 人<br>(乙) | 山形県高等学校奨学金貸与条例に基づき甲が貸与を受ける山形県高等学校奨学金の返還については、甲及び丙と連帯して保証します。 |   |   |   |
|                  |                                                              | 年 | 月 | 日 |
|                  | 山形県教育委員会 殿                                                   |   |   |   |
|                  | 住 所<br>氏 名                                                   |   |   | 印 |

|                  |                                                              |   |   |   |
|------------------|--------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 連 帯 保 証 人<br>(丙) | 山形県高等学校奨学金貸与条例に基づき甲が貸与を受ける山形県高等学校奨学金の返還については、甲及び乙と連帯して保証します。 |   |   |   |
|                  |                                                              | 年 | 月 | 日 |
|                  | 山形県教育委員会 殿                                                   |   |   |   |
|                  | 住 所<br>氏 名                                                   |   |   | 印 |

(注) 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。



別記様式第6号中 「保証人」 を 「連帯保証人」 に改める。

別記様式第7号中 「保証人」 を 「連帯保証人」 に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後において高等学校（山形県高等学校奨学金貸与条例第1条の2に規定する高等学校をいう。以下同じ。）に入学する者に係る修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）について適用し、同日前に高等学校に入学するものに係る奨学金については、なお従前の例による。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 大地
  - (2) 代表者の氏名  
田辺 省二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東田川郡羽黒町大字赤川字熊坂47 - 3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、自然とのふれあい、農村・農作業との関わりを通じて、心身豊かな生活の向上を図れるように、「痴呆性老人ケア・予防の確立」と、「高齢者の生きがいと健康づくりの推進」等を目的とした、介護支援及び生活支援に関する事業を行うとともに、ボランティアや地域住民と一体となった支援活動を行う。同時に行政・企業とパートナーシップをもった、新たな介護システム等地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに河北町役場において平成16年10月11日まで縦覧に供する。

平成16年6月11日

山形県知事 高橋和雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ谷地店

西村山郡河北町谷地字砂田70番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 開店時刻  | 閉店時刻 | 備 考                               |
|-------|------|-----------------------------------|
| 午前10時 | 午後9時 | 年間10日は開店時刻午前8時、<br>年間60日は開店時刻午後9時 |

(変更後)

| 開店時刻  | 閉店時刻  | 備 考                               |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 午前10時 | 午後10時 | 年間10日は開店時刻午前8時、<br>年間60日は開店時刻午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで。ただし、年間10日は午前7時30分から午後9時30分まで、  
年間60日は午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間10日は午前7時30分から午後10時30分まで、  
年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成16年6月1日

5 届出年月日

平成16年5月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年10月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年10月11日まで縦覧に供する。

平成16年6月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鶴岡西ショッピングセンターウエストモール・パル  
鶴岡市美咲町3番13号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号  
代表取締役 大川 一郎

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者      | 開店時刻    | 閉店時刻 | 備 考             |
|--------------|---------|------|-----------------|
| 株式会社主婦の店鶴岡店  | 午前9時30分 | 午後9時 | 年間60日は閉店時刻午後10時 |
| 佐藤隆一         | 午前9時30分 | 午後8時 |                 |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前9時30分 | 午後8時 |                 |
| 有限会社庄内パッケージ  | 午前9時30分 | 午後8時 |                 |
| 株式会社ツルハ      | 午前10時   | 午後8時 | 年間60日は閉店時刻午後9時  |

(変更後)

| 小売業を行う者      | 開店時刻    | 閉店時刻  | 備 考 |
|--------------|---------|-------|-----|
| 株式会社主婦の店鶴岡店  | 午前9時30分 | 午後11時 |     |
| 佐藤隆一         | 午前9時30分 | 午後11時 |     |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前9時30分 | 午後11時 |     |
| 有限会社庄内パッケージ  | 午前9時30分 | 午後11時 |     |
| 株式会社ツルハ      | 午前10時   | 午後9時  |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後9時30分まで。ただし、年間60日は午前9時から午後10時30分まで

(変更後) 午前9時から午後11時30分まで

## 4 変更年月日

平成16年6月1日

## 5 届出年月日

平成16年5月28日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年10月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年6月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要          |                                        |
|-----------------------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|----------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート2号棟(241<br>号室) | 新庄市金沢1612<br>- 2 | 3DK  | 63.05                         | 1    | 一般用 | 12,600<br>円             | 15,300<br>円                            | 18,100<br>円                            | 20,900<br>円                            | 25,500<br>円 | 29,100<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |
| 県営三吉町アバ<br>ート3号棟(333<br>号室) | 同<br>- 3         | 同    | 64.24                         | 1    | 同   | 13,100<br>円             | 15,900<br>円                            | 18,800<br>円                            | 21,700<br>円                            | 26,500<br>円 | 30,400<br>円 |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年6月14日(月)から6月18日(金)まで(ただし、郵送の場合は、平成16年6月18日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

## 5 入居の時期 平成16年7月下旬

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成16年6月11日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 美智子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(普通)
- ウ 技能検定員審査(大特)
- エ 技能検定員審査(大自二)
- オ 技能検定員審査(普自二)
- カ 技能検定員審査(牽引)
- キ 技能検定員審査(大型二種)
- ク 技能検定員審査(普通二種)

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(普通)
- ウ 教習指導員審査(大特)
- エ 教習指導員審査(大自二)
- オ 教習指導員審査(普自二)
- カ 教習指導員審査(牽引)
- キ 教習指導員審査(大型二種)
- ク 教習指導員審査(普通二種)

2 審査の期日及び場所

(1) 期 日

平成16年7月12日(月)から同月16日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場 所

天童市大字高擲字立谷川原北3400番地 山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)

3 審査の申請手続

(1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条に規定する書類を添えて、運転免許課に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

平成16年6月18日(金)から同月24日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2050)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から、平成16年3月23日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成16年6月11日

山形県監査委員 鈴 木 正 法  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左工門  
 山形県監査委員 加 藤 淳 二  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査対象機関        | 指 摘 事 項                                 | 措 置 の 内 容                               |
|---------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 医療法人社団<br>公德会 | (1) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金に係る補助対象経費の積算を誤っている | 事業に要する経費の再計算を行い、平成16年1月6日付けで「平成14年度山形県精 |

ものがある。  
(2) 実績報告において、未支出分を計上しているものがある。

神障害者社会復帰施設等運営助成事業実績報告書」を再度提出し、平成16年1月15日付けで補助金の額の再確定を受けました。

額の変更は生じなかったが、今後は、チェック体制の確立を図る等、再発防止のため事務処理体制の是正改善に努めてまいります。